



## 安城市議会議員 石川つばさ通信 号外 市政レポート

# 9月議会最終日に反対討論

前年度決算などを審議する9月議会が26日に閉会しました。各議案の採決に先立ち、問題のある議案への反対討論を行いました。残念ながらいずれも賛成多数となりましたが、以下、反対討論全文を掲載します。

私はただ今上程されております、認定第1号「平成29年度安城市一般会計歳入歳出決算について」、認定第2号「平成29年度安城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」、認定第8号「平成29年度安城市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について」、認定第9号「平成29年度安城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」、第69号議案「安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、第70号議案「安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、第73号議案「安城市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、第76号議案「平成30年度安城市一般会計補正予算(第2号)について」、以上8案件に対し反対でありますので、その主な理由を申し上げます。議員各位におかれましては本討論趣旨にご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、認定第1号についてであります。これは、平成29年度の一般会計決算であります。ここでは主に職員の働く環境について言及したと思います。分科会審議における答弁によれば、正規職員の人数は対前年で微増にとどまり、各種非正規職員に依存する構図は29年度も改善が見られませんでした。29年度において国の示す過労死ラインを超えて働いた職員の人数は64人とのことで、その前年度と比較して5人の増加(悪化)をしたことが分かりました。過労死ラインは、死に至る場合はもちろん、脳や心臓・精神に何がしかの変調をきたした場合は、その原因が仕事であると考えられるラインです。発症した場所は関係なく、長時間残業を終えて自宅に帰った後や、たまの休日に外出先で倒れたとしても、仕事が原因と考えられるのが過労死ラインです。仕事場以外で倒れたからと言って、何ら職場が免責されるものではありません。「幸せつながる健幸都市 安城」を目指す都市像と謳いながら、なぜ、最大の不幸要因を取り除こうとしないのでしょうか? 健幸都市に向けた各種施策の担い手である職員自身が不健康な働き方を強いられたままでは、「看板に偽りあり」との謗りは免れないでしょう。しかも、この結果は、期せずしてたまたまこうなってしまったという性格のものではありません。思い返して頂きたいと思います、29年度は当初予算の段階で既に、時間外勤務を増やす計画だったはずで、その前年、28年度と比較して職員数は2%ほどの伸びだったのに対し、時間外勤務手当は約16%の伸びとなっていました。一人当たりの時間外勤務を増大させる予算内容だったわけですので、この度の決算内容は成るべくして成った、執行部から見れば予定通り・計画通りの結果と言えるのかもしれません。過労死・過労自殺は人命に係る大問題であり、上場企業の社長の首も飛ぶ問題です。安城市でそのような事が生じれば、市長の責任はもちろん、多年にわたりこうした決算内容にお墨付きを与えてきた議会の責任も問われるべきであると考えます。反対を呼びかけますが、賛成される場合は、その責任の一端を担う覚悟をもって態度表明いただきたいと思います。次に、職員の待遇繋がりで第76号議案について指摘いたします。これは本年度の一般会計補正予算であり、15目人事管理費として「例規整備支援業務委託料 100万円」が計上されています。これは再来年度からの会計年度任用職員制度導入に向けた準備を行っていくにあたっての予算ということになります。分科会での答弁によれば、同制度は「一会計年度内の期間で任命権者が定める任期中、フルタイムまたはパートタイムで勤務する一般職の非常勤職員」とされています。名前の通り年度を跨いで雇用されることはなく、しかも任命権者の定める任期中の雇用ですので、1年は保証されるというものでもありません。現状は非正規職員の雇用の根拠が様々で、安城市においては行政連絡員や水道メーター検針員らの雇用根拠となっている地方公務員法3-3-3、嘱託職員や少人数学級市費負担教員の雇用根拠となっている同17条、臨時職員の根拠となっている22条と様々な立場があり、こうした複雑なあり様が整理されること自体を否定するつもりはありません。しかし、その変更によって、従前よりも当事者の待遇が悪化するのであれば、また、好ましくない状況の固定化に繋がりが得るのであれば容認されるべきではありません。現状の見通しでは非正規職員の大半が会計年度任用職員に移行されることになり、その9割近くが期末手当の保障がなされていないパート勤務と見込まれています。また、一部職員にあっては、従前は認められてきた労働基本権に制限がかかることとなり、十分な待遇が保証され



るわけでもなければ、労働者の権利を行使してそれらを勝ち取ることもできない層が生み出されることに繋がります。プラスの側面ばかりが強調され、一層、正規からの置き換えが進むのではないかと懸念されます。

次に、認定第2号、認定第8号、認定第9号について指摘いたします。これらはいずれも社会保障関連の特別会計であり、年齢や就労形態などで被保険者が分断され、担税力・負担力に基づかない歪な線引きが被保険者に過度な負担を強いる構造的問題を抱えています。国保については前年度に引き続き被保険者の減少が見られます。議案質疑での答弁によれば、高齢化の進展で後期高齢者医療制度への移行が進んだことと、社会保険の適用拡大によって被用者保険への移行が進んだ2点が主たる要因であるとの分析が示されました。社会保険の適用拡大そのものは好意的に受け止めますが、国保に主眼を当てれば、被保険者のうち働くことのできる比較的元気で収入のある層が抜けることで、より担税力の弱い層の純化が進んだということが言えるかと思えます。後期高齢者医療制度については、現年度分の保険料を納めていない人・金額は直近3年間で、27年度が83人5,733,600円、28年度が67人4,407,400円、29年度が67人4,670,500円とのことであります。そもそも後期高齢者医療制度は原則として年金天引きであり、特別徴収において未納はあり得ません。結局のところ、年金が月に1.5万円以下といった最貧困層にそうした矛盾が現れているのではないのでしょうか。65才以上が第1号被保険者となる介護保険では、特別養護老人ホームの待機者が今年4月時点で110人とのことでした。過去からの推移を見ても待機者は高止まりにあり、介護サービスの供給量が需要に追い付いていないことが見て取れます。答弁にあった110人とは、入所資格を満たしている人だと思しますので、権利はありながらその行使が阻まれている状況と言えます。保険料納付と介護給付のアンバランスが是正されない状況は正常とは言えません。これら3特会はいずれも社会で支え合うという社会保障の基本に反し、年齢や就労で被保険者を分断している点にこそ根本問題があります。そうした諸問題を自治体レベルで是正する条件を、安城市は有しているはずですが、健全財政は手段であって目的ではありません。こうした分野に予算を振り向けることを私は無駄遣いとは思いませんが、その思いが市と共有できていないことは残念です。

次に、第69号議案、及び、第73号議案について指摘します。これらはいずれも、安祥デイサービスセンターの廃止に係るものです。現状、サービス量が充足していることを理由としていますが、長期的に見れば民間の撤退は当然に念頭に置くべきリスクであり、現にある市のサービスを無くす以上は、民間の撤退で「不足が生じた場合の備え」ではなく、「不足が生じそうな場合の備え」すなわち、事後対応ではなく事前対応が求められます。ところが、市はそうしたリスクが浮上した際には民間にあたる（他の民間事業者に打診するということと思われる）旨の答弁をされました。民間リスクを民間で補うというのは、リスク分散という視点からも無理があるのではないのでしょうか？市民ニーズの有無と、事業者にとって損益分岐点に達するかどうかは全く別の指標です。市民からは必要とされている、しかし損益分岐点には達しない、という状況が生まれた時、果たして他の事業者が手を上げるのでしょうか？そうした状況が生まれた場合に、「遅滞なく民ではなく官で受け皿を作る、難民は生まない」という答弁が聞かれなかったことは残念であり、将来に不安を残す内容ではないのでしょうか？

最後に、第70号議案について指摘いたします。これは家庭的保育に係るものであり、市内に当該の施設はないものの将来的にそうした施設が出てきた場合にはその質を担保するために、一定以上の基準や制限がかけられることは当然と言えます。規制とは、事業者の意味もなく不自由を強いるものではなく、そうした規制を通じて利用者（預けられる子ども）の安全が確保され、不利益を被ることが無いよう、加えられるものであるはずですが、今回の規制緩和は食事や保育士の配置、避難用の設備機器など、いずれも重要性が高く、園児の身体の安全に直接的な影響を及ぼし得る内容ばかりです。なぜこの様な緩和が必要なのか、現在市内に対象となる施設が有るか無いかに関わらず、だれにとって利得となり得る緩和なのか、反対に誰にとってマイナスになり得る緩和なのか、考える必要があります。現状、認可外保育においても問題が度々指摘されており、少し古いデータですが死亡事故の発生割合は認可と比較し20倍という数字も出ています。過去には、議会で実名を挙げることを検討するほどひどい施設もありました。もちろん、認可の有無を問わずまじめな運営をしているところが大半とは思いますが、様々な規制が取り払われることで、問題のある施設を生み出す温床になることが懸念されます。

以上、各議案に対する主な反対理由を申し上げました。議員各位におかれましては、本当論趣旨にご賛同くださいますよう、よろしく願いいたします。